

再意見書

平成 22 年 3 月 9 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう ばん ごう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年2月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

接続約款の変更案への意見に対する再意見

一次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続料の改定及び
電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置一

平成 22 年 3 月 9 日
西日本電信電話株式会社

NGN

区分	他事業者意見	当社意見
全般	<p>NGNの接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからNGNへの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが重要です。</p> <p>そのため、まずNTTがコア・ネットワークのNGNへの移行計画を開示することが必須であり、NTTの新旧のネットワーク全体でコストを把握して接続料の算定方法を見直し、公正な競争環境を維持する必要があります。</p> <p>なお、NGNはレガシー系サービスからの需要の移行期にあるため、NGNに関する接続ルールは固定的なものとして、適時適切に段階を追って見直していくことが必要です。</p> <p>(中略) NGNは今後需要の増加が見込まれるサービスであることに配慮し、算定期間を複数年とする将来原価方式の採用を含めて算定方法を見直す等により、接続料水準の更なる低廉化を図るべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>本変更案の対象である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)は、当該ネットワークが公衆交換電話網(PSTN)等の既存ネットワークの代替的サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料はPSTN等の既存ネットワークにおける接続料より基本的に廉価であるべきものと考えますが、こうした観点からも、当該接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性について更なる検討が必要であると考えます。また、NTT-NGNについては新規サービスであり、かつNTT 東西殿による情報開示が不十分であること等に起因し、その接続料の算定方法については十分な関係者のコンセンサスを形成するまでに議論が醸成された状況にあるとは言えず、後述のとおり、その接続料の算定方法については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在しており、実績データの取得やそれに基づく検証等を行いつつ、更に議論を深める必要があるものと考えます。従って、弊社共としましては、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。)を早期に立ち上げ、NTT-NGN 接続料の算定方法について、継続して議論が行われることを要望します。</p> <p>(中略) NTT-NGN については、日本電信電話株式会社の中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」</p>	<p>接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えます。</p> <p>但し、NGNについては、平成20年度は実質的なサービス開始初年度であり、平成22年度の接続料算定に用いるコスト、需要としては変動が大きいと想定されることから、平成22年度1年間のコストと需要を予測した将来原価方式により算定していません。</p> <p>NGNのアンバンドルについては、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)に基づき実施しているものであり、また、アンバンドルされた機能に係る接続料の算定方法も、平成21年に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された接続料算定フローやコストドライバ等に関する報告書を踏まえたものであることから、適切であると考えま</p>

<p>や三浦社長の記者会見の内容等から、今後、最低でも 2010 年度から 2012 年度の 3 年間で約 2,000 万と大幅な需要増が見込まれるところであり、また NTT-NGN が PSTN 等の既存ネットワークの代替的サービスであることを踏まえれば、当然 2012 年度以降も継続的に需要が増加していくことが容易に想定されることです。</p> <p>従って、NTT-NGN は、接続料規則第八条第二項第一号において「新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」とされる将来原価方式適用の条件を満たしているのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば 5 年間とする等、長期の算定期間を採用することが適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>す。</p> <p>なお、PSTN（固定電話網）については、2010 年度に概括的展望を公表することとしています。</p> <p>また、意見提出事業者と当社との間では、IGS を介して接続していますが、当該事業者の接続料は、当社の接続料より高額であり、逆ざやとなっていることから、早急に是正していただきたいと考えます。</p>
--	--

<p>コストドライバ</p>	<p>本変更案において、中継ルータと伝送路のコストドライバは「現時点でのNGNトラフィック把握は平成21年度上期のもののみであり、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難である」ことをもって、ポート容量比を採用しています。</p> <p>しかしながら、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書（2008年12月25日公表）において、「2010年度以降接続料の算定に用いるコストドライバとしては、想定トラフィック比とポート実績トラフィック比の2案があり得る」と記載されているとおり、本来想定トラフィック比かポート実績トラフィック比を用いることが望ましいとされているところです。</p> <p>従って、最低限、現状把握可能な2009年度上期のトラフィックデータから、想定トラフィック比、及びポート実績トラフィック比を算出し、本変更案のポート容量比と比較する等、コストドライバの在り方について検証を深めることが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書」（2008年12月 総務省）において示されている通り、ポート容量比は暫定的なコストドライバであり、本来であれば、より適正な接続料を算出するため、想定トラフィック比やポート実績トラフィック比といったアクティビティに着目したコストドライバが採用されるべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東西殿より具体的なNGNの需要予測をご提示いただき、アクティビティに着目したコストドライバの切替え時期等の今後のNGN接続料の算定方法の在り方についてあらためて検証する必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>中継ルータや伝送路、SIPサーバといった複数の機能にまたがって利用される設備のコスト配賦にあたっては、NTT東・西の利用部門や接続事業者による機能の利用動向によって各機能に配賦されるコストが大きく変動する可能性があることに留意する必要があります。そのため、接続料水準の予見性を確保する観点から、配賦に際してどのようなコストドライバを用いるかについては、長期的な視点に立って柔軟な見直しを行い、各機能の接続料水準が年度によって大きく上下しないよう配慮すべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>ポート実績トラフィックについては、まだ半年程度しかデータを取得しておらず、平成22年度のトラフィックを適切に予測することは困難であるため、今回申請した接続料は、従前のおり、ポート容量比により算定しています。</p> <p>なお、ポート容量比は使用可能量（キャパシティ）に着目し費用配賦を行う方法、ポート実績トラフィック比は使用量に着目し費用配賦を行う方法であり、ネットワークコストを配賦するコストドライバとしては、何れも合理性を有するものと考えます。</p>
----------------	--	--

<p>帯域換算係数及びQoS換算係数</p>	<p>帯域等換算係数は、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在があり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて導入が検討されるべきであり、今回の補正により、映像系サービスやテレビ電話等に係る費用が、従来の固定電話の代替であり基本的サービスであるひかり電話に費用が片寄せされるようなことはあってはならないと考えます。</p> <p>この点については、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方」（2009年3月31日公表）においても「帯域換算やQoSの有無・程度の反映方法については、引き続き検討を深めることが適当」とされているところであり、本変更案の検討に際しては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性について検証すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>QoSと帯域換算の加味についても、NGNへの移行状況や市場の動向を踏まえて、適時・適切に見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格は帯域差ほど費用差が生じないというスケールメリットが働くことに着目して設定しているものです。</p> <p>また、QoS換算係数は、QoSの有無・程度に応じて帯域の確保の割合が異なる点に着目して設定しているものです。</p> <p>こうした考え方については、昨年のNGN接続料に関する認可の際の審議会の考え方においても、「これらは、報告書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性がある」とされており、適切であると考えます。</p>
------------------------	---	--

<p>I G S 接 続機能の 接続料</p>	<p>今回の申請案においては、I P 系設備にかかる保守費を個別に算定したことが接続料原価を増加させる方向に作用していると理解しております。保守費を個別に把握すること自体は接続会計の詳細化に資するものであり賛同しますが、ひかり電話については需要の立ち上がり期にあり、現時点では固定資産額が小さいため、相対的に保守費の額も上昇してしまうことに留意する必要があります。接続料水準の低廉性を維持し、ユーザー利便を確保する観点で、需要の立ち上げ期については従来の算定方法を引き続き採用すべきと考えます。</p> <p>【K D D I 株式会社】</p>	<p>今回申請した接続料は、総務省における「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書（平成 19 年 10 月）を踏まえ、I P 系設備に係る保守費の個別把握を反映して算定したものであり、適正なコスト算定であると考えます。</p>
	<p>既存ひかり電話網については、今後需要が減少していくものと思われることから、設備管理運営費の算定において、NGNのひかり電話と同様の考え方で設備増設を予測して取得固定資産額の営業費の伸び率を考慮することが適切か再考すべきです。</p> <p>【K D D I 株式会社】</p>	<p>既存ひかり電話網の設備管理運営費を算定する際の設備量（取得固定資産価額）については、今後の需要も踏まえて予測しており、適切であると考えます。</p>
<p>その他</p>	<p>NGNはボトルネック設備と一体となっていることを理由として第一種指定電気通信設備に指定されているため、他の事業者が利用することを当初から想定して構築されるべきです。しかしながら、NGNのI P v 6インターネット接続においては「他事業者との接続を想定しない前提で設計されている」との理由で、多額の網改造費等の事業者個別負担を求められた経緯があります。</p> <p>そのため、NGNにおける機能のアンバンドルや接続料算定の在り方については、「接続料原価に算入すべきコストは何か」という観点を踏まえて適切に整理される必要があると考えます。</p> <p>【K D D I 株式会社】</p>	<p>当社は、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組んでいます。また、アンバンドルについては、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申（平成 20 年 3 月）に基づき実施しており、接続料については、平成 21 年度に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された報告書を踏まえ算定しています。</p> <p>I P v 6インターネット接続についても、「インターネットの円滑なI P v 6移行に関する調査研究会報告書」（平成 20 年 6 月）を受け、新たにネイティブ接続に係る個別要望をいただいた上で、関係事業者等と協議を重ね、最終的には、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 21 年 8 月）において、「トンネル接続は基本的な接続機能、ネイティブ接続は個</p>

		<p>別的に用いる接続機能と位置付け、後者に係る費用はネイティブ接続事業者の個別負担となる網改造料として設定することが適当」と結論付けられたことを受け、接続約款の認可申請を行い、認可を受けているところです。</p> <p>このように、当社としては、NGNにおける機能のアンバンドルや接続料算定の在り方について、学識経験者や接続事業者も交えた議論の場での結論を踏まえながら適切な対応を実施しています。</p>
	<p>「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書(2008年2月28日提出)においても述べたとおり、NTT-NGNに係る接続料設定において、以下の2点のアンバンドル接続料の設定を行い、事業者がより創意工夫を活かしたサービスを迅速に提供開始できるよう環境整備がなされるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収容局に設置されているNTT-NGN用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線について加入者単位でアンバンドルした接続料 - 中継局に設置されているNTT-NGN用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGNサービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドルした接続料 <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】】</p>	<p>「収容ルータの中継ルータ側に接続点を追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線を加入者単位でアンバンドルした接続料」及び「中継局に設置されているNTT-NGN用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGNサービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドルした接続料」の設定については、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)において、現段階で実施することは困難と整理されたところであり、現時点においてもその状況に変化がないことから、当該接続料の設定は困難と考えています。</p> <p>(参考)『「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方』(平成20年3月)より抜粋</p> <p>(考え方23)</p> <p>「ひかり電話網の収容ルータは、地域IP網の収容ルータと同様、コア網としてひかり電話網以外の特定の他事業者網を選択できない仕様となっていることに加え、接続事業者の要望を実現するためには、ひかり電話網とひかり電話網以外の特定の他事業者網との振分けを、OSU上部のス</p>

		<p>イッチではなく収容ルータで行うことになるが、これは、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定の場合と同様の解決すべき諸問題があることから、考え方 111 に示したとおり、本要望については、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定の検討と併せて、今後の市場環境や分岐に係る技術等の変化があれば、改めて検討することが適当である。」</p> <p>(考え方 38)</p> <p>「NGNの利用者は、NTT東西に連絡することなく自由に複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様となっていることから、当該接続料を設定するためには技術的な問題がある。」</p>
--	--	--

接続ルール（FTTHサービスの屋内配線）

区分	他事業者意見	当社意見
網使用料	<p>①網使用料について</p> <p>今回申請された屋内配線の網使用料は、NTT東・西の光信号分岐端末回線（平均的使用期間15年）と一体として引き通し形態により設置される屋内配線に適用されます。したがって、屋内配線の平均的な使用期間は、申請案の10年ではなく光信号分岐端末回線と同じ15年に見直し、網使用料を算定し直すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>お客様宅内に設置される光屋内配線については、居室における人や物の移動の影響を受ける等、屋外に設置される光信号分岐端末回線よりも接触機会が多く、使用環境に相違があるため耐用年数が異なることから、今回の算定にあたっては、当社がユーザ宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数である10年を用いています。</p> <p>なお、直近データを用いて撤去法により耐用年数を推計した場合においても、10年程度となっていることから、本耐用年数を用いることは妥当なものと考えます。</p>
工事費	<p>②工事費について</p> <p>引き通し形態では、光信号分岐端末回線と屋内配線が一体として同時に工事されることを考慮して、既に接続約款に規定されている光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費や、接続約款の料金表第4表第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定される（光信号引込等設備の取得固定資産価額）等を勘案し、重複するもの・不要なものを控除して工事費を設定する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、申請案の光屋内配線工事費は、工事人員の移動に係る費用・工事作業に係る費用・光ファイバケーブル等の物品費等において、重複しているものがあれば不適切であり、これらを控除して算定し直すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>ご指摘の「光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費や、接続約款の料金表第4表第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定される光信号引込等設備の取得固定資産価額」については、工事人員の移動に係る費用や光屋内配線の提供に必要な工事作業に係る費用や物品費は含まれていないため、今回申請した光屋内配線工事費は適切な料金であると考えます。</p>

	<p>引き通し形態では、光信号分岐端末回線収容キャビネットは設置されないため、工事費を適用すべきではないと考えます。同様に、光信号端末回線に係る加算料についても、キャビネットありの料金を適用すべきではないと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社は、接続事業者に対し、引き通し形態で光信号分岐端末回線を設置した実績はございませんが、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費については、キャビネットを設置する場合のみ適用する考えです。</p> <p>光信号分岐端末回線に係る加算料については、引き通し形態での設置実績がないこと、また、引き通し形態で開通した場合でもその後の故障対応によりキャビネット設置形態に変更することがあるため、平成22年度は暫定的にキャビネットありの料金を適用することとしています。</p> <p>今後、工事形態データ等の取得に係るシステム改修の影響も勘案しつつ、提供形態や保守の実態を把握した上で、キャビネットを設置する場合と設置しない場合の平均的な接続料を設定していく考えであり、平成22年度に適用する接続料との差分については、以降の接続料を算定する際の調整額に反映させていただく考えです。</p>
<p>その他</p>	<p>無効派遣費用については「派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額」とされておりますが、これでは当該費用の妥当性の確認が都度必要となり予見性も確保されないため、現行の他派遣工事における運用実績等を参考にして、具体的な単金を設定すべきであると考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿の利用部門においても接続事業者と同等に無効派遣費用の負担が行われる必要があります。</p> <p>また、無効派遣費用の除外対象となる条件についても規定されるべきであると考えます。例えば、NTT東西殿の派遣係員が約束の時間に間に合わないことによって利用者不在となり工事が出来ないなどの接続事業者以外でのNTT東西殿事由の場合も想定され、そのような場合は負担の対象外となるべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>光屋内配線に係る無効派遣費用については、お客様との対応内容により無効となる作業時間も案件毎に区々になると想定されるため、まずは実績を蓄積した上で、単金化について検討する考えです。</p> <p>なお、本費用については、当社利用部門も同様に負担する考えです。</p> <p>また、当社の責めに帰すべき事由により無効派遣となった場合には、接続事業者における本費用の負担は不要とさせていただく考えです。</p>

接続ルール（ドライカップのサブアンバンドル）

区分	他事業者意見	当社意見
<p>上部区間のサブアンバンドル化</p>	<p>ドライカップのサブアンバンドルの実現は、今後、接続事業者の費用負担適正化のみならず、新たな技術やサービス開発における事業者の創意工夫余地の拡大に寄与することから、利用者利便の向上及び国内全域のブロードバンド普及に資するものと考えます。</p> <p>従って、本変更案のとおり、新たなアンバンドル機能としてドライカップサブアンバンドルの網使用料並びに標準的接続箇所等が設定されるべきと考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿より認可申請された網使用料は下部区間のみの料金（NTT 東日本：807 円、NTT 西日本：892 円）であり、今後、上部区間のみの利用について接続事業者より要望があった場合には、提供条件の適正性を確保する観点より上部区間料金相当として示されている料金（NTT 東日本：528 円、NTT 西日本：460 円）にて上部区間の網使用料が遅滞無く設定されることを要望します。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今回、平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールのあり方」及び平成 22 年 1 月 8 日の接続料規則改正を踏まえ、ドライカップの下部区間をご利用いただく場合の網使用料を設定したところです。</p> <p>アンバンドルについては、接続事業者の要望があり、技術的に可能な場合に実施するものであり、今後、接続事業者から具体的なアンバンドル要望が寄せられた場合には、接続事業者網との接続形態等を伺い、当社設備の提供の態様や運用面、システム面で必要となる対応等を検討した上で、これらを踏まえた適切な接続料を設定させていただく考えです。</p>

接続ルール (WDM)

区分	他事業者意見	当社意見
接続料算定方法	<p>接続料算定方法については、接続ルール答申において「また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。」とある通り、当該接続の幅広い利用が可能となるよう、今後定期的に当該接続の利用状況・形態を検証し、算定方法について引き続き検討していく必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>WDM装置の接続料は、区間ごとの接続料原価や利用波長数を用いて個別に算定する考えであり、区間ごとの原価に照らして適正な接続料となっているため、算定方法を適正化する観点から定期的に当該接続の利用状況・形態を検証する必要はないと考えますが、今後、WDM装置の利用実績が相当程度に増加等した場合には、当社としても、必要に応じて所要の検討を行う考えです。</p>
費用の予見性	<p>今回、特別光信号中継伝送機能に係る区間ごとの接続料について算定式が規定されていますが料金水準を事前に想定することさえ出来ず、しかもその概算額を把握するための情報調査手続に係る費用は、NTT 東西殿の作業時間に応じた実費とされ、これも接続事業者は事前に把握できません。</p> <p>このように、当該機能を利用するにあたっての費用が申込時点で極めて不透明であることは、利用促進の障壁になると考えます。</p> <p>【株式会社ウィルコム】</p>	<p>WDM装置の接続については、区間ごとのWDM装置の空き波長や設備状況等により接続料の水準が異なるため、要望事業者の予見性を確保する観点から、当社は線路設備調査等の回答時に概算額を提示することとしており、要望事業者は当該概算額により接続するか否かを判断することが可能です。</p> <p>なお、線路設備調査に要する費用については、調査内容により異なりますが、過去の代替コンサルティング等による調査の実績を踏まえれば、現時点では1区間あたり概ね数万円程度になると想定しています。</p>

	<p>分波光変換装置は網改造料により接続事業者が個別に負担することとされていますが、具体的な金額が不明であり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保できないことから、NTT東・西は、例示等により、負担額を予め公表すべきと考えます。なお、本年1月27日に開催されたNTT東・西による説明会においても、負担額の規模感は一切明らかにされていません。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>WDM装置の接続料は、特別光信号中継伝送機能及び分波光変換装置に係る各申込手続きの回答時にあわせて通知頂くこととなっています。しかしながら該当接続料は区間ごとに異なるため、申込事業者側としては各申込手続き前に料金額の予測を行うことは困難であり、NTT東西殿からの通知をもって、最終的な接続実施可否を判断する必要があります。</p> <p>そのため該当接続料については、各種申込手続きの回答とは別に、早期の通知が行われるべきであると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	
<p>申込撤回に伴う費用負担</p>	<p>特別光信号中継回線（WDM装置が設置されている中継ダークファイバ）利用にあたり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保されていないことから、接続事業者が分波光変換装置に関する個別建設契約を締結する前に接続申込を撤回した場合については、撤回に伴う費用負担は発生しないことを接続約款に明記すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>WDM装置の接続については、区間ごとのWDM装置の空き波長や設備状況等により接続料の水準が異なるため、要望事業者の予見性を確保する観点から、当社は線路設備調査等の回答時に概算額を提示することとしており、要望事業者は当該概算額により接続するか否かを判断することが可能です。</p> <p>その時点で、要望事業者がWDM装置に接続しないと判断されたときは、当該接続に係る網使用料・網改造料の費用負担は不要であり、その旨、接続約款に明記しています。</p>

<p>網改造料の 妥当性</p>	<p>N T T 東・西の網改造料は、網改造料の算定式に算入される創設費の妥当性が公に議論されず、透明性に欠けるため問題があると考えます。接続事業者の予見性、網改造料の設定における妥当性・算定過程の透明性を確保するため、N T T 東・西は網改造料の具体的な金額を明示して接続約款を申請すべきであり、これについて審議会等の公の場で議論される必要があると考えます。</p> <p>【K D D I 株式会社】</p>	<p>網改造機能として提供する機能は、基本的な接続機能と異なり、個々の接続事業者の具体的な要望に基づき、個別に設備等の設置・開発を行い提供する性質のものであることから、その費用水準等については要望事業者からの個別のご要望を踏まえた上で、協議等によりご説明することとしていることについてご理解願います。</p>
<p>情報開示</p>	<p>WDM 装置に係る情報については、G C コロケーションや中継ダークファイバなど他の設備同様に、利用の促進と利用の公平性確保及び接続事業者が希望する利用の時機を逸しないためには、以下のような情報開示ルールの整備が必要不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継ダークファイバC ランク（20 芯未満～1 芯以上）区間におけるWDM 装置の設置の有無 ・WDM 装置の未利用波長数（ランク付け） ・早期のWDM 装置増設計画の開示 ・情報の最新性を確保するための取り組み（例：月一回の定期的な情報更新）など <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>本変更案において、波長分割多重装置（以下、「WDM」という。）に係る情報開示は、Dランク区間のみが情報開示の対象となっています。しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」（平成21 年10 月16 日公表）（以下、「同答申」という。）において「WDM 装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられる」とされており、これに基づき改正された情報開示告示においても開示対象が限定されていないことから、WDM 設置の有無に係る情報開示はD ランクのみならず全てのランクを対象にすべきと考えます。</p> <p>また、本変更案において、接続事業者に事前に開示される項目はWDM の設置の有無の</p>	<p>既設WDM装置の貸し出しについては、情報開示に係る費用対効果の観点から、原則として、個別具体的なご利用の要望をいただいた上で、設備情報を開示する考えですが、中継光ファイバの代替手段として利用されることが想定されるDランク区間に設置されているWDM装置については、その設置の有無に係る情報を、当社公開情報ホームページにて事前開示することとしているものです。</p>

みとなっていますが、弊社共が同答申（案）に対する意見書で述べているとおり、NTT 東西殿は、波長の空き情報、一般光信号中継回線と同レベルの経路情報、区間長等といった情報についても積極的に開示すべきと考えます。

【ソフトバンクBB株式会社】

【ソフトバンクテレコム株式会社】

【ソフトバンクモバイル株式会社】】

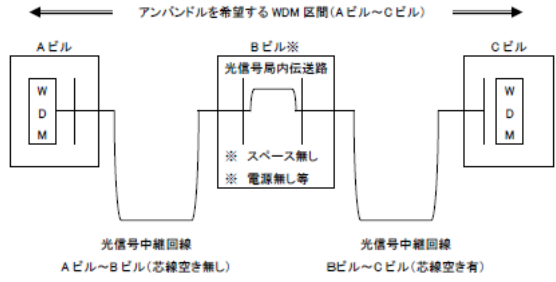
WDM 装置の有無のみならず、付随する情報も可能な範囲で提供されるべきと考えます。

例えばWDM 装置本体に係る費用や各年度当初の利用波長数等が開示されるだけでも、接続事業者にとっては有効な情報になり得ます。これら情報について年一回程度の更新頻度であればNTT 東西殿にとっても過大な負担とはならず、十分可能な範囲であると考えます。

本件については、総務省より「時間・コストの点で効率的でないものも含まれると考えられ、現時点で告示に規定することは適当ではない。」（平成21 年12 月15 日公表「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案に対する意見及びその考え方」との考え方が示されました。

しかしながら今回、接続料の算定式は明らかになったものの、先述の通り実態として金額水準が不透明であることが利用促進の障壁となることを鑑み、一部でも情報開示が促進されるよう、改めて検討されるべきと考えます。

【株式会社ウィルコム】

<p>対象回線</p>	<p>特別光信号中継回線については、本変更案において「光信号中継回線であって、その区間の両端において波長分割多重装置を対向して設置するもの」と定義されています。しかしながら、電源・スペース等のリソースの有無や網設計ポリシーにより、下図のように、WDM は必ずしも単一の光信号中継回線の両端に設置されるものではないと考えられます。</p>  <p style="text-align: center;">← アンバンドルを希望する WDM 区間(Aビル～Cビル) →</p> <p style="text-align: center;">Aビル Bビル※ Cビル</p> <p style="text-align: center;">WDM 光信号局内伝送路 WDM</p> <p style="text-align: center;">※ スペース無し ※ 電源無し等</p> <p style="text-align: center;">光信号中継回線 光信号中継回線</p> <p style="text-align: center;">Aビル～Bビル(芯線空き無し) Bビル～Cビル(芯線空き有)</p> <p style="text-align: center;">図. 複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路による構成区間</p> <p>従って、複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDM を対向して設置している区間についても、WDM アンバンドル区間の対象とすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>要望区間がご指摘の設備形態であった場合について、当社は空き波長があれば、基本的には提供可能と考えますが、協議等において、具体的なご要望内容を伺いたいと考えます。</p>
<p>申込手続</p>	<p>特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各種申込手続きについては、従来の中継ダークファイバの手続きと同様であるとの認識ですが、中継ダークファイバの場合は、申込から回答までの期間が3 週間以内となっているところ、WDMについては6 週間となっており、当該期間について今後更なる短縮化の検討が必要であると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>WDM装置との接続に係る線路設備調査及び接続申込みについては、従来の中継ダークファイバ調査内容に加えて、要望区間における空き波長の有無や設備状況等を調査し、その調査結果を基に、費用負担の概算額を算定する作業が発生することから、従来の中継ダークファイバの調査回答期間に当該作業に必要な期間を追加して設定しているものです。</p>

	<p>特別光信号中継回線（WDM装置が設置されている中継ダークファイバ）に係る線路設備調査の回答期限が6週間以内とされていますが、一般光信号中継回線（既存の中継ダークファイバ）と同等の3週間以内とすべきと考えます。仮に、システム化（データベース化）されていない等の理由で回答期限を同等とすることが困難であるとしても、可能な限り短縮すべきと考えます。</p> <p>【KDD I 株式会社】</p>	
提供期間	<p>WDM 装置との接続までに、特別光信号中継伝送機能に係る各申込手続きの回答後、最長12 ヶ月という長期間を要する場合がありますと考えますが、これでは中継ダークファイバが利用できず早期のWDM の利用を必要とする接続事業者のニーズに全くあわない期間であり、より短期間での合理的な対応を行うべきであると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>WDM装置の接続にあたっては、分波光変換装置をご利用いただくための設計・物品調達・施工等に期間を要し、特に物品調達に数ヶ月を要することから、標準的接続期間を1年としています。実際にWDM装置の接続に係る線路設備調査申込等を頂いた場合については可能な限り期間の短縮化に努めていく考えです。</p>
更改規定	<p>申請案で追加されている第36条第2項は、NTT東・西がWDM装置を更改する場合、接続事業者が分波光変換装置の利用中止を申し込んだものとみなすとされています。これにより、接続事業者は、NTT東・西の事由で分波光変換装置を利用できなくなるにもかかわらず、一方的に当該装置の除却費・撤去費等を負担させられることとなるため、不適切です。</p> <p>したがって、申請案の第36条第2項は削除し、分波光変換装置についても、既存の第36条第1項の規定（接続事業者と協議の上費用負担の方法等について決定）を適用すべきと考えます。</p> <p>【KDD I 株式会社】</p>	<p>WDM装置の更改は、構成物品等の生産の終了やサポートの終了等に伴い、お客様への電気通信役務の円滑な提供や設備の信頼性確保及び接続事業者に安定的に機能を提供する観点から必要な工程として実施するものですが、当該更改に伴い発生する費用（分波光変換装置の除却費等）について、接続事業者にご負担いただく必要があることをご理解願います。</p> <p>なお、更改時にWDM装置を利用されている接続事業者において、代替手段を検討していただくことが可能となるよう、更改の1年前にその旨を通知することとしております。</p>

立入規定	<p>申請案では、WDM装置本体の費用を波長単位で按分するとされていますが、NTT東・西を含む接続事業者各々の利用波長数を客観的に確認できる方法について、規定を追加すべきと考えます。</p> <p>例えば、既に接続約款に規定されている、光回線設備の非現用芯線がない場合の確認方法に準じ、NTT東・西局社内への立入りによる確認を可能にする等の方法が考えられます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社は、接続事業者から利用波長数の確認に係る具体的な要望があれば、具体的な実施方法等も含め、ご要望の実現に向けた協議に応じる考えです。</p>
代替コンサル	<p>平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」における、「代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当」との趣旨を、接続約款に明示的に記載すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社は、審議会答申の内容を踏まえ、適切に代替コンサルティングを実施する考えであり、あらためての約款規定は不要と考えます。</p>
技術的条件	<p>特別光信号中継回線に係る技術的条件集別表25.4（光信号接続インターフェイス仕様（特別光信号中継回線接続インターフェイス））において、特別光信号中継回線に係る接続インターフェイス仕様が規定されていますが、一般的に広範に利用されている次のインターフェイスもサポートすべきです。</p> <p>- SDH/SONET インターフェイス：STM-16、OC-48</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今回の申請においては、接続事業者の利用が想定されるインターフェイスを技術的条件集に規定していますが、ご指摘のインターフェイスを含め、その他のインターフェイスについても、利用に関する具体的なご要望をいただいた場合は、協議等を踏まえ、提供可否・提供条件等について検討する考えです。</p>
その他	<p>NTT東・西が設置するWDM装置の利用に関するルールが接続約款に規定されることは望ましいと考えますが、NTT東・西を含む接続事業者は、多重度の高いWDM装置を導入する等して中継ダークファイバを効率的に利用し、波長単位の利用ではなく一芯単位の利用が可能となるよう、空き芯線捻出のため努力すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社は既に効率的な中継ネットワークの構築に取り組んでおり、不要な中継ダークファイバについては、速やかに開放することとしています。</p> <p>また、中継ダークファイバの効率的な利用については、ご指摘のとおり、各接続事業者にもご協力いただき、業界全体で取り組むことが必要であると考えます。</p>

接続ルール（中継ダークファイバの異経路情報通知）

区分	他事業者意見	当社意見
支障移転通知	<p>支障移転は設備の敷設状況が変更となるため、中継ダークファイバを利用している事業者にとっては早期の事前通知が必須となります。そのため通知時期については「予め」ではなく具体的な期間（例：30 日前、等）が明確に規定されるべきであると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>ご指摘の内容については、既に各接続事業者と合意の上個別に締結している保守確認事項において、原則 30 日前に通知することと明記されていることから、あらためて約款に規定する必要はないものと考えます。</p>
支障移転時の調査	<p>異経路情報は将来にわたって保証されるものではなく、支障移転工事等が発生した際には再調査が必要とのことですが、NTT東・西は、支障移転工事が発生する都度適切な情報管理を行う等により、再調査時に係る作業時間を短縮できるよう努めるべきと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>支障移転工事後の調査であるか否かにかかわらず、異経路調査にあたっては最も効率的な方法を用いており、可能な限り作業時間の短縮を図っています。</p>

<p>調査費用</p>	<p>異経路情報の確認調査における条件は個別協議によるとのことですが、NTT東・西は、モデルケースを用いる等により、条件の確認にかかる期間、確認調査にかかる期間及び費用等の目安を予め示すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>異経路情報の調査期間については、調査条件により変動することから現状、標準的な期間の明示がなく、調査を検討する事業者にとっては調査期間や調査費の規模を事前に把握する手段がありません。そのため今後の実績をサンプルに調査期間の例示を行うこと等により、更なる利用促進の取り組みが引き続き必要であると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>これまでの実績において、中継ダークファイバの異経路情報等の調査に関する要望が区々であったことから、調査条件については、協議等において、具体的なお要望を伺った上で調整することとしています。</p> <p>したがって、調査に要する期間・費用等についても協議等においてご提示する考えであり、ご理解願います。</p>
<p>対象回線</p>	<p>本変更案において、特別光信号中継回線が、中継ダークファイバの異経路構成等に係る確認調査及び接続の申込等の対象になっていませんが、ネットワーク構築時における異経路構成の必要性については、一般光信号中継回線と特別光信号中継回線では全く違いはないことから、特別光信号中継回線についても異経路構成に係る確認調査及び接続の申込等の対象とすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】</p> <p>【ソフトバンクテレコム株式会社】</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>ご指摘の調査については、協議等において具体的なお要望を伺った上で、実施可否及び詳細な調査条件等を検討する考えです。</p>